

「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針」

運用ガイドライン

平成 29 年 4 月 1 日 施行

令和 4 年 4 月 1 日 改定

令和 5 年 8 月 1 日 改定

令和 7 年 4 月 1 日 改定

国立研究開発法人科学技術振興機構

JST は国内外のオープンサイエンスの動向の変化に対応し、さらなるオープンサイエンスの推進を目的として、「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針」（以下、「基本方針」と呼ぶ）を定めている。基本方針を各プログラム等にて運用するにあたっての共通的事項について以下にまとめる。

1. 研究成果論文のオープンアクセス化

JST が研究資金を配分し実施する研究プロジェクト等（以下、「研究プロジェクト」と呼ぶ。）の成果に基づく研究成果論文（以下、「研究成果論文」と呼ぶ。）を原則としてオープンアクセスの対象とする。特に、査読済みの論文（レビュー論文、会議論文（プロシーディングに採録された論文）を含む）については、原則として出版後 12 ヶ月以内にオープンアクセス化する。さらに、国の方針で指定された研究プロジェクトについては、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））を学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載¹（以下、「即時 OA 対応」と呼ぶ。）を義務づける。ただし、即時 OA 対応の実施が困難な場合には、各年度の実績報告の際に、関係府省及び JST が整備するシステムを通じて、即時 OA 対応の実施が困難な理由を報告することとし、その理由が解消された場合は、速やかに機関リポジトリ等の情報基盤への掲載登録・公開を行うものとする。オープンアクセスとは、論文等の学術情報をインターネットから無料で入手でき、誰でも制約なくアクセスできるようにすることを意味する。基本方針ではオープンアクセス化する方法として、

¹ 機関リポジトリ等の情報基盤への掲載は、学術論文及び根拠データの識別子も可とする。

- ① 著者最終稿²等を国の施策として進めている機関リポジトリ³等を活用し公開する方法⁴
② 研究者等がオープンアクセスを前提とした学術誌等に研究成果論文を発表する方法⁵
を掲げており、①を推奨、②は選択可能としている。

(1) 適用時期

基本方針が公開された以後に投稿される研究成果論文から適用する。

(2) 対象となる研究プロジェクト

全ての研究プロジェクト。

このうち、即時 OA 対応の対象となる研究プロジェクトは、令和 7 年度から新たに公募を行う戦略的創造研究推進事業（先端的カーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）及び情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）を除く）、創発的研究支援事業の研究プロジェクトとする。

(3) 対象となる研究成果論文

全ての研究成果論文とする。

このうち、査読済みの論文（レビュー論文、会議論文（プロシーディングに採録された論文）を含む）は、原則として出版後 12 ヶ月以内にオープンアクセス化する。

さらに、即時 OA 対応の対象となる研究成果論文は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））とする。

(4) 著者最終稿等を公開する方法に関する事項

公開の方法として、著者最終稿等を国の施策として進められている機関リポジトリを活用して公開する方法を推奨する。そのほか、大学・研究機関や研究者自身のウェブサイトで

² 研究者自身が作成した査読後の最終原稿。出版社はこの原稿を受理した後、校正、レイアウト変更、ページ割り付け、ロゴの配置等の編集を行って出版社版を発行する。

³ 大学等の機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。

機関リポジトリは、例えば以下のサイトから確認することができる。

機関リポジトリ一覧 <https://www.nii.ac.jp/irp/list/>

⁴ このような著者最終稿等を公開する方法をグリーンオープンアクセス（グリーン OA）と一般に呼ぶ。

⁵ このようなオープンアクセスを前提とした学術誌等に研究成果論文を発表する方法をゴールドオープンアクセス（ゴールド OA）と一般に呼ぶ。

公開する方法、プレプリント⁶を共有する方法等があり、オープンアクセスの方法として認められる。

公開にあたり、研究成果論文を発表した学術誌等が求める各種許諾条件や著者最終稿等の公開に係る猶予期間⁷への配慮が必要となる⁸ため、JSTは本方針を進めるにあたり、必要に応じて出版社等と協議を行うものとする。

(5) オープンアクセスを前提とした学術誌等に研究成果論文を発表する方法に関する事項

研究者がオープンアクセスを前提とした学術誌等に研究成果論文を発表する方法のほか、投稿時に追加料金を支払うことでオープンアクセスにする方法がある。

必要な掲載料あるいは論文処理費用 (Article Processing Charge、APC) は、JSTが配分する研究費の直接経費(研究成果発表費用<論文投稿料>)から支出することが可能である。

(6) その他

オープンアクセス化に際して、研究成果論文の著作権や利用ルールについて、発表した学術誌等の方針及び研究者の意向等を踏まえた上で、再利用等が可能な場合はその旨を明示することが望ましい。

2. 研究データ⁹の取扱い

研究プロジェクトの研究活動計画に責任を負う研究者(以下、「研究代表者等」と呼ぶ。)は、データマネジメントプラン(以下、「DMP」と呼ぶ。)に基づき、研究データのうち、

⁶ 掲載前の原稿。

⁷ 学術誌等が刊行されてから、論文の全文がリポジトリで利用可能になるまでの一定の期間、エンバーゴ。

⁸ 学術誌等の許諾条件等については、通常、出版社・学協会のサイトに掲載されている著作権ポリシー等に記載されている。また、例えば以下のサイトからも調べることができる。

SHERPA/RoMEO

<https://v2.sherpa.ac.uk/romeo/>

学協会著作権ポリシーデータベース

<https://jpcoar.repo.nii.ac.jp/records/216#.YjHI0-r7SF5>

⁹ 公的資金による研究開発の過程で生み出される全てのデータで、電磁的な形態により管理可能なもの。研究ノートやメモ、実験や観測、シミュレーション等から直接得られたデータやそれを加工したデータ、論文のエビデンスとなるデータ等が含まれる。

参考：研究データの管理・利活用に関する取組状況の評価体系への導入について

https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudata_hyouka.pdf

管理・利活用の対象とするデータ（以下、「管理対象データ」と呼ぶ。）を定め、適切に管理・保存するものとする¹⁰。管理対象データのうち研究成果論文のエビデンスとなるデータ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ、以下「根拠データ」と呼ぶ。）は原則として公開する。さらに、国の方針で指定された研究プロジェクトについては、根拠データの即時 OA 対応を義務づける。ただし、即時 OA 対応の実施が困難な場合には、各年度の実績報告の際に、関係府省及び JST が整備するシステムを通じて、即時 OA 対応の実施が困難な理由を報告することとし、その理由が解消された場合は、速やかに機関リポジトリ等の情報基盤への掲載登録・公開を行うものとする。同時に、根拠データ以外の管理対象データについても公開することを期待する。ただし、管理対象データの中には公開にあたり特別な配慮を要するものがあることを認識し、公開の対象外とするなど適切な対応を求める。また、研究代表者等は、管理対象データに JST が定めたメタデータを付与するものとする。

（１）適用時期

基本方針が公開された以後、公募を開始するプログラム等から適用する。

（２）対象となる研究プロジェクト

全ての研究プロジェクト。

このうち、即時 OA 対応の対象となる研究プロジェクトは、令和 7 年度から新たに公募を行う戦略的研究推進事業（先端的カーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）及び情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）を除く）、創発的研究支援事業の研究プロジェクトとする。

（３）DMP 作成にかかる事項

DMP とは、研究者が自身で実施する研究プロジェクトにおいて研究成果として生じる研究データの取扱いを定めるものであり、具体的には、当該研究データの保存・管理、公開・非公開、公開範囲等に関する方針や計画について記載したものを指す。

DMP は、研究代表者等¹¹が作成し、JST の求めに応じて提出しなければならない。

DMP に明記すべき必須項目は、「管理対象データの保存・管理方針」「管理対象データの

¹⁰ 所属機関又は研究コミュニティが研究データの保存等に関するガイドライン等のルールを定めている場合、そちらも参照のこと。

¹¹ 主に研究プロジェクトの研究活動計画に責任を負う研究者が DMP を作成することを想定しているが、そうした研究者が DMP を作成することが適当ではない場合、他の研究者によることも可能とする。

公開・非公開に係る方針」「公開研究データ¹²の提供方法・体制」「公開研究データの想定利
用用途」「公開研究データの利活用促進に向けた取組み」とする。

(4) 管理対象データの保存・管理にかかる事項

管理対象データの保存・管理は、管理対象データの公開を進めるための前提であり、研究
プロジェクト終了後の継続的なデータ保存等の可能性を考慮し、DMP に従って適切に対応
することを求める。

(5) 管理対象データの公開に係る事項

(公開の定義)

基本方針における「公開」とは、利用者を制限することなく開放することを意味する。
ただし、管理対象データの中には、その公開にあたり特別の配慮を要するものも含まれてお
り、こうした管理対象データについては公開の対象外となる。

なお、管理対象データの利活用の観点からは、一般論として管理対象データの取扱い方法
には、

以下の段階や取扱いがあるとされている。¹³基本方針における公開とは③を指すものとする。

- ① 非公開
- ② 研究グループ等での構成員限りでの共有¹⁴／限定されたものへの公開¹⁵
- ③ 一般公開

各分野における研究の特性や状況、研究の発展、社会・経済への貢献等を踏まえ、このよ
うな公開対象外の取扱い方法も含め、DMP 上で具体的に定める。

(公開の対象外とする管理対象データ)

文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会学術情報委員会では、公開の対象外には以下
のものがあるとしている⁸。

○ 非公開とするデータの例

- ・機密保持、企業秘密、国益及び国家安全保障に関わるデータ¹⁶

¹² 管理対象データのうち、公開することを定めた研究データ

¹³ 文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会学術情報委員会

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/036/attach/1378756.htm

¹⁴ 研究プロジェクトの参加者、共同研究者間に限定した共有。

¹⁵ 研究データにアクセスするために ID 登録を行った者や申請が承認された者等に限定し
た公開（研究プロジェクトの参加者、共同研究者を除く）。

¹⁶ 研究データの公開については、外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理上の
規制（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>）についても留意すること。

- ・研究成果の商用化・産業化を目的として収集されたデータ
- ・民間企業が保有するデータ
- ・共同研究契約等で研究成果の公開に制限があるデータ

○ 公開を制限すべきデータの例

- ・個人のプライバシーの観点から保護が必要なデータ
- ・財産的価値の観点から保護が必要なデータ

なお、公的資金と民間資金との共同研究により得られたデータや、民間企業も参画する公的研究拠点における研究により得られたデータの取扱いは、関係者の合意を尊重する。

(公開の方法)

研究成果の利活用促進の観点から、公開研究データは国立情報学研究所が整備を進める研究データ基盤システム¹⁷、大学等の機関リポジトリ、既存の公共データベースや学協会でも整備されているリポジトリ等、分野で標準とされているデータベースへ登録し公開することが望ましい。適切な公的データベース等がない場合は、大学等の機関リポジトリを利用する方法もある。なお、研究成果論文発表先の学術誌等がデータの登録リポジトリを提示している場合もある。

(公開までの猶予期間)

公開研究データの公開にあたっては、当該研究データを作成した研究者の研究活動を妨げないよう、研究者の権利保護の観点から必要に応じ公開までの猶予期間を設けるなど配慮が必要となる場合がある。具体的な猶予期間の設定は、研究者の判断による。

(6) 公開研究データの利用ルールの表示

データを作成した研究者のインセンティブを確保する観点から、公開研究データについては、第三者による当該研究データの利用ルールを明示し、研究者が不利益を被ることなく利活用を円滑化する事が望ましい。

今後、公開研究データの利活用等を促進していくにあたっては、当該研究データの管理に用いる手法や形式を適切に選択することが重要であり、各研究分野で推奨されるデータ及びそのメタデータに用いる形式に則り管理されるよう留意する。

(7) 管理対象データへのメタデータの付与

¹⁷ 「NII 研究データ基盤 (NII Research Data Cloud) の概要」 (国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター)

<https://rcos.nii.ac.jp/service/>

研究代表者等は、管理対象データにJSTが定めたメタデータを付与する(別紙参照)。さらに、事業によりメタデータ項目を追加する場合がある。

3. 即時OA対応における学術論文及び根拠データの「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載

「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載は、所属する機関において機関リポジトリが整備されている場合は、原則として、当該機関リポジトリにおいて学術論文及び根拠データを掲載する。しかし、その他国の方針で定められた手段¹⁸で掲載する場合も、学術論文及び根拠データを「機関リポジトリ等の情報基盤」に掲載したものとみなす。

なお、掲載する学術論文及び根拠データは、出版社版又は著者最終稿に該当するものとする。

4. その他

JSTは研究成果の取扱い状況等についてモニタリングを行うために、研究者等に協力を求める場合がある。

5. 参照すべき文書

・ 「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について～サイエンスの新たな飛躍の時代の幕開け」(内閣府「国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会」)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/sonota/openscience/>

・ 「学術情報のオープン化の推進について(審議まとめ)」(文部科学省 科学技術・学術審議会 学術分科会 学術情報委員会)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/036/houkoku/1368803.htm

・ 「学術情報のオープン化に係る研究データの公開等について(案)」(文部科学省 科学技術・学術審議会 学術分科会 学術情報委員会資料)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/036/attach/1378756.htm

・ 「つくばコミュニケ」(G7 茨城・つくば科学技術大臣会合)

https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/g7_2016/20160517communique.pdf

・ 公的資金による研究データの管理利活用に関する基本的な考え方(内閣府 統合イノベーション)

¹⁸ その他国の方針で定められた手段については、以下の文書を参照のこと。

「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」(統合イノベーション戦略推進会議 令和6年2月16日決定)の実施にあたっての具体的方策

https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf

ーション戦略推進会議)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

- ・ 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目

https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf

- ・ メタデータ共通項目の改正について

https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0730/siry03-1.pdf

- ・ 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針

https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf

- ・ 「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」(統合イノベーション戦略推進会議 令和6年2月16日決定)の実施にあたっての具体的方策

https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf

- ・ 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針、及び学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針の実施にあたっての具体的方策に関する FAQ (令和6年10月8日更新)

https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq.pdf

以上

「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針」運用ガイドライン 別紙

JST 共通メタデータ項目

最終更新：令和 7 年 4 月 1 日

※「[公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方](#)」におけるメタデータの共通項目 令和 6 年 7 月 30 日時点 に準拠

	項目	必須/任意	備考
1	資金配分機関情報	必須	「JST」と記入
2	体系的番号におけるプログラム情報コード	任意	体系的番号のうち、「機関コード」および「施策・事業の特定コード」を表すコード
	プログラム名	任意	競争的研究費制度の名称
3	体系的番号	必須	研究費ごとに付与される体系的な番号
	プロジェクト名	必須	プロジェクトの研究代表者が統括する研究開発の範囲の名称（e-Rad 課題名称等）
4	データ No.	必須	体系的番号－（ハイフン）当該課題の通し番号 （管理対象データを一意に特定するため、必要に応じて末尾に枝番号を付与）
5	データの名称	必須	学会資料、報告資料、測定結果などの中身の分からない名称は避ける
6	掲載日・掲載更新日	必須	メタデータを公開した日・更新した日
7	データの説明	必須	端的かつ中身の分かる内容を記載
8	データの分野	必須	e-Rad で登録した研究分野（主）の研究内容。下記 11 項目から選択 <ul style="list-style-type: none"> ➤ ライフサイエンス (Life Science) ➤ 情報通信 (Informatics) ➤ 環境 (Environmental Science) ➤ ナノテク・材料 (Nanotechnology /Materials) ➤ エネルギー (Energy Engineering) ➤ ものづくり技術 (Manufacturing Technology) ➤ 社会基盤 (Social Infrastructure) ➤ フロンティア (Frontier Technology) ➤ 人文・社会 (Humanities & Social Sciences) ➤ 自然科学一般 (Natural Science) ➤ その他 (Others)

9	データ種別	必須	<p>デフォルトは「Dataset」とし、異なるものについてのみ下記5項目のいずれかを選択。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ Dataset (集計データ、臨床試験データ、編集データ、データセット、符号化データ、実験データ、ゲノムデータ、地理空間データ、実験ノート、測定・評価データ、観測データ、記録データ、シミュレーションデータ、調査データ) ➤ Cartographic Material (地図資料、地図) ➤ Image (イメージ(文字以外で視覚的に表現されたもの)、静止画、動画、録画資料) ➤ Sound (音声・音楽) ➤ Multiple (論評、デザイン、工業デザイン、インタラクティブソース、レイアウト設計、教材、手稿、楽譜、査読、研究計画書、研究プロトコル、ソフトウェア、ソースコード、技術文書、文字起こし、ワークフロー、その他)
10	概略データ量	任意	管理対象データの概ねのデータ容量、またはシステムから出力される値
11	管理対象データの利活用・提供方針	必須	ライセンス情報等の利用条件や制約条件を記載
	アクセス権	必須	公開／共有／非共有・非公開／公開期間猶予から選択
	公開予定日	必須	公開期間猶予を選択した場合、公開予定日を記載
12	リポジトリ情報	必須	現在のリポジトリ情報、あるいはプロジェクト後のリポジトリ情報
	リポジトリ URL・DOI リンク	任意	情報があれば記載
13	データ作成者	任意	管理対象データを生み出した研究者の名前
	データ作成者の e-Rad 研究者番号	任意	管理対象データ作成者の e-Rad の研究者番号

	データ管理機関	必須	各管理対象データを管理する機関 略称は原則不可（株式会社、国立大学法人、一般社団法人等も記載） 研究組織識別子である Research Organization Registry（ROR）*に登録がある場合は、登録している組織名を記載 *「 https://ror.org/ 」より検索可能
14	データ管理機関コード	任意	データ管理機関のコードとして、ROR ID（「 https://ror.org/xxxxxxx 」を指す）
	データ管理者	必須	データ管理機関において管理対象データを管理する部署名または担当者の名前
	データ管理者の e-Rad 研究者番号	任意	研究者番号がない管理者や、管理者が組織の場合は不要。 e-Rad 研究者番号を非公開にしたい場合を除き必須
	データ管理者の連絡先	必須	データ管理者の所属機関の住所や電話番号、メールアドレス等。管理対象データに興味を有する第三者が必ずデータ管理者にたどり着けるようにする
15	備考	任意	